

定期監査結果の概要（1月から2月まで実施）

1 監査対象部局

くらし安心部

2 監査実施期間

令和7年1月6日（月）から令和7年2月20日（木）まで

3 監査の場所

監査事務局及び監査対象課等

4 監査対象事務

次に掲げる事務のうち、令和6年1月1日から同年6月30日までに執行されたものを対象とした。

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務

5 監査の着眼点

主な着眼点を次のとおり定め、調査を実施した。

(1) 収入事務

ア 徴収事務

- (ア) 納入の通知は、適正に行われているか。
- (イ) 納期限の設定は適切か。
- (ウ) 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。
- (エ) 延納、分納及び徴収停止の措置は適正か。
- (オ) 過誤納金の還付手続は適正に行われているか。

(2) 支出事務

ア 支出一般

- (ア) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (イ) 支出負担行為は、法令等に違反していないか。
- (ウ) 支出決定は、正当な権限者により行われているか。
- (エ) 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。
- (オ) 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行わ

れているか。

イ 旅費の支出

- (ア) 旅費計算は、最も経済的な通常の経路により行われているか。
- (イ) 目的、期間、時期、人員等、必要性が明確でない、又は乏しい旅費の支出はないか。

ウ 補助金等の支出

- (ア) 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- (イ) 補助金等の算出は、合理的な基準により行われているか。
- (ウ) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
- (エ) 補助金等の交付時期は妥当であるか。
- (オ) 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。
- (カ) 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
- (キ) 事業計画書どおりの精算が行われているか。

(3) 契約事務

ア 契約の方法及び手続

- (ア) 入札による場合、その方法及び手続は適正か。
- (イ) 随意契約による場合、その理由は適正か。
- (ウ) 随意契約による場合、原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴するときは、その理由は適正か。

イ 契約の締結

- (ア) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- (イ) 収入印紙は、契約金額に応じて貼付され、かつ、消印されているか。
- (ウ) 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。

(4) 財産管理事務

ア 物品

- (ア) 物品の購入は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (イ) 物品の購入手続は適法か。また、物品の価格、規格は適切か。
- (ウ) 物品は、正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなど

は、正確に貼付されているか。

6 監査の実施内容

上記のとおり着眼点を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、次のとおり調査を実施した。

(1) 事前調査

監査担当者により、概ね監査実施日の30日前に監査対象課から提出された監査資料等を基に、監査担当者により事前調査を実施し、その結果を監査委員に復命した。

(2) 事情聴取

監査委員により、財務事務監査のほか、経営に係る事業管理、一般行政事務における監査の視点からの抽出により、監査対象課から資料提供を受け、事情聴取を実施した。

7 監査の結果

監査の結果は、以下に掲げるとおりであった。なお、事務処理上注意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査実施の際に、関係職員に対して口頭で改善の指示を行うとともに、監査終了後に、予算主任に対してその内容を通知した。

(1) 収入事務

適正に行われていた。

(2) 支出事務

監査委員の指摘事項とする(5)を除き、適正に行われていた。

(3) 契約事務

監査事務局長の指摘事項とする(6)及び監査事務局長の注意事項とする(7)を除き、適正に行われていた。

(4) 財産管理事務

適正に行われていた。

(5) 委員指摘

ア 事案の経緯

令和6年9月1日に北中学校において実施する予定であった「令和6年度秦野市総合防災訓練」については、台風10号の接近に伴う大雨の影響により、令和6年8月29日に中止を決定した。そのため、同日午後、「令和6年度秦野市総合防災訓練会場設営委託業務」の受注者に対し、

上記訓練の中止を連絡した。その後、受注者と協議した結果、令和6年9月17日に契約金額の全額637,795円の請求を受け、令和6年10月4日に同額を支払った。

イ 監査の所見

契約書の約款には、契約の解除による受注者の損害は、秦野市が負担しなければならないことが定められている。そのため、この支出額が受注者の損害額に相当するか否かを判断するべく、令和7年1月29日に実施した定期監査において、担当課に対する事情聴取を行った。また、受注者から担当課に対し、作業員の手配は人材派遣会社に依頼し、キャンセルされても人材派遣会社への支払いはしなければならず、実際に支払いをした旨の説明があったとの説明を受けた。このため、担当課を通じて受注者に対し、地方自治法第199条第8項に基づき人材派遣会社に支払った金額が分かる資料の提出を求めた。

しかし、受注者は、自らの契約先に対する守秘義務を理由に資料の提出を拒んだため、今回の支出額が受注者の損害額に相当するか否かの判断を行うことはできなかった。

ウ 指摘事項

担当課においては、引き続き受注者の損害額の証明に努めることを求めるとともに、次の2点に関しては、事務処理が適切であったとは言えないため、職員に対する再教育及び再発防止の徹底を求める。また、行政事務の基本である文書主義の原則に基づかない処理が行われているため、コンプライアンス推進委員会における対応を求める。

(ア) 総合防災訓練の中止によって会場設営委託業務契約の目的が消失したことから、契約書の約款第34条第1項及び同約款第1条第5項に基づき、契約の解除を書面により行い、受注者に損害が発生した場合には、同約款第34条第2項に基づき、賠償金として支出しなければならなかったが、原契約を維持したまま委託料として支出していたこと。

(イ) 契約の解除に伴う受注者の損害額が契約額と同額であることを認めるに当たり、十分な調査や資料の提出要請を行っていなかったことに加え、意思決定の起案も作成せず、受注者との口頭での協議によりこれを認めて支出していたこと。

(6) 局長指摘

住居表示管理用消耗品の購入に当たり、近接した日付で同一品を同一業者から3回に分けて購入しているが、合計すると2者による見積合わせが必要となる金額であった。

No.	請求日	請求書番号(下4桁)	品名	請求金額	支出負担行為起票日
1	令和6年2月29日	5105	住居番号表示版専用数字基本セット	45,100円	令和6年2月29日
2	令和6年3月6日	5106	住居番号表示版専用数字基本セット	45,100円	令和6年3月6日
3	令和6年3月13日	5107	住居番号表示版専用数字基本セットほか	39,600円	令和6年3月13日
			合計	129,800円	

見積合わせが不要となる金額による不自然な分割発注は、同一の業者に請け負わせることを目的として、意図的に見積合わせを回避したと疑われる行為であり、今後十分に注意を払う必要がある。

また、係員に対しては、契約事務におけるルールを再教育するとともに、管理・監督職によるチェックの徹底を図るべきである。

(7) 局長注意

ア 近接した日付でいずれも見積合わせが不要となる金額で、同一業者から様々な消耗品を購入した伝票を処理しているが、合計すると2者による見積合わせが必要となる金額であった。

No.	請求日	請求書番号	品名	請求金額	支出負担行為起票日
1	令和6年3月11日	5529	デスクマットほか	40,854円	令和6年3月11日
2	令和6年3月13日	5534	付箋紙ほか	38,082円	令和6年3月13日
3	令和6年3月13日	5548	ゴム印ほか	2,882円	令和6年3月13日
4	令和6年3月14日	5549	デスクトレイ	10,032円	令和6年3月14日
5	令和6年3月19日	5585	付箋紙ほか	30,921円	令和6年3月19日
6	令和6年3月22日	5593	ゴム印ほか	10,604円	令和6年3月22日
7	令和6年3月25日	2626	トナーカートリッジほか	28,160円	令和6年3月25日
8	令和6年3月26日	5631	デスクアンダーラック	18,480円	令和6年3月26日
9	令和6年3月27日	5582	養生テープほか	47,487円	令和6年3月27日
10	令和6年3月28日	5651	デスクマット	8,580円	令和6年3月28日
11	令和6年3月28日	5667	綴り紐	4,400円	令和6年3月28日
12	令和6年3月29日	5624	ラベル用紙他	23,507円	令和6年3月29日
13	令和6年3月29日	5663	電卓ほか	23,496円	令和6年3月29日
14	令和6年3月29日	5671	電話機台ほか	6,996円	令和6年3月29日
			合計	294,481円	

緊急性の高いものを除き、予算の計画的執行により、価格の競争性を最大限に発揮させるべきである。

また、見積合わせが不要となる金額で、短期間に同一業者からの購入を繰り返すことは、特定の業者に請け負わせることを目的として、意図

的に見積合わせを回避したと疑われる行為であり、今後十分に注意を払う必要がある。

イ 近接又は同一の日付でいずれも見積合わせが不要となる金額で、同一業者から複数回にわたり消耗品を購入しているが、合計すると2者による見積合わせが必要となる金額であった。

No.	請求日	請求書番号	品名	請求金額	支出負担行為起票日
1	令和6年3月26日	本-185	5か月用ベビーフード	16,200円	令和6年3月26日
2	令和6年3月26日	本-186	7か月用ベビーフード	25,758円	令和6年3月26日
3	令和6年3月27日	本-187	9か月用ベビーフード	25,758円	令和6年3月27日
			合計	67,716円	

No.	請求日	請求書番号(下4桁)	品名	請求金額	支出負担行為起票日
1	令和6年3月25日	3562	ケプラー手袋ほか	31,185円	令和6年4月5日
2	令和6年3月29日	3581	ライト各種	25,025円	令和6年4月5日
			合計	56,210円	

緊急性の高いものを除き、予算の計画的執行により、価格の競争性を最大限に発揮させるべきである。

また、見積合わせが不要となる金額で、短期間に同一業者からの購入を繰り返すことは、特定の業者に請け負わせることを目的として、意図的に見積合わせを回避したと疑われる行為であり、今後十分に注意を払う必要がある。